

令和6年度ニホンジカ捕獲等業務仕様書

1 目的

広島県（以下「甲」という。）では、第二種特定鳥獣（ニホンジカ）管理計画に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することとしている。分布の拡大、生息密度の上昇が続いているニホンジカについて、同事業の実施により、狩猟及び有害鳥獣捕獲を補完し、捕獲従事者の増加を目指すことを目的とする。

ニホンジカの生息密度の高い地域である広島市において、わなによる捕獲を実施し、個体数低減に寄与するとともに、捕獲効率や問題点等のデータを収集する。

2 業務実施区域

広島市東区 広島県緑化センター

なお、詳細な実施箇所については、別途甲、受託者（以下「乙」という。）及び事業実施区域の施設管理者と協議の上決定する。

3 業務内容

甲の指示に従い、次の内容によってニホンジカを捕獲すること。適切かつ安全に捕獲が実施されるよう、捕獲従事者に対して指導監督を行うこと。なお詳細は事前に甲と協議の上、決定すること。

(1) 事前調査の実施

実施に当たってシカの出没状況、農業・林業被害の状況、法規制などの確認を行い、地権者や地元自治体、関係者等との調整を行うこと。また、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく捕獲許可申請、その他法令上必要な手続き等が必要な場合は、甲と乙で協議の上、必要な手続きや調整等を行い、捕獲の場所を決定すること。

(2) 業務計画書の作成

業務の実施方法、実施体制、法令遵守、安全管理の方策等を含めた業務計画書を作成し、提出すること。

業務計画書には、業務の概要、位置、方法、使用する機材、安全管理計画、緊急時の連絡体制を記載すること。

(3) 捕獲の時期

令和6年12月（契約日以降）～令和7年2月末の間のうち概ね60日間とする。

(4) 捕獲の方法

わな（止めさしに銃器は使用しない）

なお、使用するわなの種類は、甲及び事業実施区域の施設管理者と協議の上決定する。

囲いわなを使用する場合は甲が貸与する。その他の種類のわなを使用する場合は、乙が準備する。

(5) 捕獲の実施

捕獲の実施に当たっては、安全管理に努めるとともに作業内容・連絡・報告方法等の確認、成果報告・作業記録・注意事項の確認を行う。

また、捕獲作業は原則として2人以上で行う。

わなの設置地点、設置数、設置期間、捕獲日、捕獲数、性別等のデータを収集し、取りまとめる。

ア 誘引作業

捕獲効率向上及び錯誤捕獲防止のため、必要に応じて捕獲を実施する1～2週間程度前から誘引餌を設置し、ニホンジカをわなへ促す工夫をすること。

イ 捕獲作業

地域住民や施設利用者等が負傷することのないよう、安全対策を万全にすること。

原則として毎日、午前中にわなを見回り、必要に応じて誘引餌の交換をすること。見回り際には仔細を観察し、最大限の捕獲効率を発揮するための最善の努力を払うこと。

止めさしの際には、ナイフ等を用いてできる限り捕獲個体に苦痛を与えないよう、動物福祉の意識をもって速やかに行うこと。

ウ 個体の処理

捕獲個体については、「指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業の実績確認に係るマニュアル」（令和元年10月8日一部改正）に準じて行うものとする。

捕獲した個体は、原則として、焼却施設等へ搬入、捕獲従事者による自家消費のいずれかとすること。

また、甲と協議の上、処理個体を食肉等に利活用することも可とする。その場合、食肉加工施設等に売却等したときは、その売却費を委託費より減ずることとする。

エ 記録

乙は、捕獲前後におけるニホンジカの出没状況等を、甲が提供するセンサーカメラにより把握する。センサーカメラによるモニタリングは、誘引時期から捕獲終了後までとし、誘引時期は原則毎日、捕獲開始後は2週間に1回程度画像の確認を行うこととする。

乙は、捕獲実施中のわな稼働記録票、捕獲個体記録票、写真の撮影等の作業記録を確実に取得する。甲から作業記録の提出を求められた場合には速やかに提出すること。なお詳細については別途甲が指示する。

オ 錯誤捕獲の場合の対応

実施中にニホンジカ以外の鳥獣が捕獲された場合の対応については、状況に応じて従事者及び周辺住民等の安全を確保するとともに、連絡体制等については事前に甲と協議し決めておくこと。

カ 豚熱まん延防止策の実施

捕獲活動の実施にあたっては、豚熱まん延防止対策に留意すること。

(6) 捕獲目標頭数等の設定

捕獲目標頭数を以下のように設定する。捕獲頭数が設定値に達しなかった場合、実質作業が発生しなかった経費等を精査し、必要に応じて甲乙協議の上、減額の変更契約を行う。

捕獲目標頭数 70 頭

4 業務実施期間

契約の日から令和7年3月14日まで

5 報告書及び提出物

業務が完了したときは、業務の結果を取りまとめ、以下のものを委託業務完了通知書とともに提出し、検査を受けること。業務報告書は1部と電子データで提出することとし、以下の内容を併せて提出すること。

- ① 作業記録〔様式第1号〕
- ② わなの設置位置図及び稼働状況記録〔様式第2号〕
- ③ 3(5)ウの捕獲確認書類〔捕獲記録票・写真〕
- ④ 3(5)ウにおいて捕獲個体を食肉加工施設等に売却等した場合はその領収証等の写し
- ⑤ SDカード（センサーカメラにより撮影した画像データ）

6 その他

- (1) 業務の実施に当たっては、必要に応じて事業実施区域の施設管理者及び周辺住民と十分に意思疎通を図るとともに、その旨を周知すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、関係する法令等を遵守すること。